

# パブリックコメント実施結果報告書

平成24年8月27日

担当課	水・大気環境課
担当者	廣原昭弘
連絡先	0857-26-7197

意見公募のテーマ： 持続可能な地下水利用に向けた条例（仮称）案に対する意見募集

## ①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
2（1）	0（0）	18（7）	0（0）	55（36）	75（44）

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部のみ反映したものを含む）	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業とその他の事業（営利的な事業）を区別して欲しい。</li> <li>試掘も届出対象になるのでしょうか。</li> <li>「持続可能な利用のための推進組織」の事業内容の「水ビジネス研究」は、理念に反するものとする。削除が望ましい。</li> </ul>
既に盛り込み済み	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>温泉は条例案の「地下水」に含まれますか。</li> <li>地下水の状況を調べ、それをまとめ、県民に公開するシステムを設置すべきです。</li> <li>町条例と県条例の二重の手続きが必要になるのですか。</li> </ul>
今後の検討課題	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>融雪装置は、対象になりますか。</li> <li>「持続可能な利用のための推進組織」は、県主体で行うべきです。</li> <li>「持続可能な利用のための推進組織」へ、県は支援やオブザーバーとして参加するのではなく、積極的な参加をするべきです。</li> </ul>
対応困難	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量採水事業者の採水量の規制を行うべきです。</li> <li>河川区域内の伏流水が、条例での届出対象外だが、営利目的での採取は全て規制してほしい。</li> <li>地下水条例の専門部署を県は設けるべきです。</li> </ul>
その他 （例：施策の体系外の意見等）	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国資本の水源地購入に対する対策を盛り込んで欲しい。</li> <li>水源地の購入を自治体も行うべきだ。</li> <li>産業廃棄物による地下水の汚染防止をこの条例で対応できますか。</li> </ul>
計	75	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

## ③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付けてください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○			○

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。

参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>